

ID: 257

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	葬祭費の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市国民健康保険条例 第7条第1項		
例 規 番 号	昭和38年条例第10号		
【根拠条文】 (葬祭費) 第7条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、支給しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日